

<一般委託>

焼却灰運搬業務委託その7(一般委託)仕様書

焼却灰運搬業務委託その7に基づく内容は、本仕様書の定めるところによる。

1	目的	焼却灰を安全かつ確実に指定場所へ運搬することを目的とする
2	履行期間	令和2年10月1日から令和3年3月31日
3	施行場所	横須賀市長坂5丁目1番1号から愛知県名古屋港区昭和町18番地まで
4	業務内容	別紙「焼却灰運搬業務委託その7特記仕様書」のとおり
5	特記事項	履行期間満了日までに、委託者と受託者の両者が合意し、本市議会において当該予算が承認された場合、翌年度の4月1日から9月30日まで、本契約と同条件で契約するものとする。なお、受託者が当該契約を締結する意思がない場合等については、履行期間満了日の1箇月前までに通知すること。
6	関係法規	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及びその他関係法令
7	資格要件	本業務履行については、(1)の資格又は(2)の業務実績を有すること。 (1)横須賀市一般廃棄物収集運搬許可 (2)平成27年4月1日以降に、国、地方公共団体(一部事務組合、広域連合含む)が発注した「一般廃棄物を一般廃棄物処理施設へ運搬する業務委託」の契約を、元請けとして締結し完了した実績があること
8	契約方法	単価による業務委託契約(一般委託):単位(/トン)
9	支払方法	本件は各月末締めをもって受託者の請求により精算する。ただし、消費税として精算額に、その税率相当額を加算(円未満の端数切捨て)するものとする。 受託者の請求は、実績重量に基づき行うものとする。
10	その他事項	この仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、別途協議するものとする。
11	監督員 連絡先	横須賀市資源循環部広域処理センター 046-854-4153 高橋

<指示又は希望事項>

グリーン 物品購入 及び 環境配慮 関係	<ul style="list-style-type: none"> ・この業務を施行するにあたって、仕様書でグリーン物品購入の指示がある場合は、横須賀市グリーン購入基本方針及び調達方針に基づく環境物品等を納入すること。また、仕様書で特に指示がない場合で委託代金に物品等の購入経費が含まれている場合は、できるだけこの方針に基づく環境物品等の調達をお願いします。 (上記方針については、本市のホームページ「よこすかのグリーン購入」参照) ・本市は、独自の環境マネジメントシステム(YES)により事務事業の環境負荷低減に努めているので、受託者においてもできる限り環境に配慮して業務を執行するようお願いいたします。
----------------------------------	--

内訳書(令和2年度用)

(税抜き)

No.	業務名等	単位	予定数量	上限単価(円)	契約単価(円)
1	焼却灰運搬業務委託その7	トン	400	9,300	

- 1 契約単価は、上限単価を超えることができない。
- 2 契約単価欄は、契約者が記入する。

焼却灰運搬業務委託その7 特記仕様書

横須賀ごみ処理施設から排出されるストーカ炉主灰及びばいじん（以下、「焼却灰」という）の運搬業務に関し、委託者（以下、「甲」という）と受託者（以下、「乙」という）は次の事項を定める。

- 1 乙は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）及びその他関係法令に基づき、横須賀ごみ処理施設で発生した焼却灰を安全、かつ確実に搬入場所へ運搬するものとする。
- 2 乙は、本業務の実施にあたっては横須賀市契約規則及び関係法令を守り、甲の業務に支障をきたすことがないように監督員と十分協議のうえ厳正に遂行すること。
- 3 乙は、運搬にあたっては、焼却灰の飛散、流出をしないよう必要な措置を講じるとともに、運搬に伴う悪臭、騒音振動によって、通過地の生活環境保全上支障が生じないよう努めなければならない。
- 4 乙は、運搬時における事故等については、速やかに甲に報告するとともに、全て乙の責任において速やかに解決しなければならない。
- 5 乙は、本業務の実施にあたって必要な従事者、運搬用車両及び必要な資機材にかかる一切の経費を負担しなければならない。
- 6 本業務の実施にあたっては、横須賀市独自の環境マネジメントシステム（YES）により事務事業の環境負荷低減に努めているので、乙においてもできる限り環境に配慮し業務を遂行すること。
- 7 乙は、甲の指示により、乙が用意する車両を用いて、焼却灰を甲の指定した日時、場所に、甲の指定した数量を運搬しなければならない。業務の詳細については、下記業務委託実施要領により実施するものとする。

業務委託実施要領

- | | |
|----------|--|
| (1) 積込場所 | 横須賀市横須賀ごみ処理施設（横須賀市長坂5丁目1番1号） |
| (2) 契約期間 | 令和2年10月1日から令和3年3月31日まで |
| (3) 灰の種類 | 焼却灰（ストーカ炉主灰及びばいじん） |
| (4) 予定数量 | 400トンを予定とする。ただし、運搬される焼却灰の量が予定数量よくなかったことに起因する損害について乙は甲に対し一切請求することはできない。 |
| (5) 契約方法 | 焼却灰の重量1トン当たりの単価契約とする。 |
| (6) 使用車両 | 以下を満たす車両を2台以上、用意し本業務に使用すること。当該車両の自動車検査証に記載される「所有者の氏名又は名称」又は「使用者の氏名又は名称」は乙であること。 <ul style="list-style-type: none">・ 事業用（緑ナンバー）貨物用車両であること。・ 焼却灰の飛散を防止するための金属製天蓋付き密閉型の荷台であること。・ 車両総重量が25,000kg以下であること。 |

- ・最大積載量が 9,000kg 以上であること。
 - ・荷台は焼却灰を 9,000kg 以上積める容積であること。
 - ・車両全幅が 2.5m 以内であること。
 - ・長さ 7.5m の計量機で計量が可能であること。
 - ・荷台は傾斜させ、焼却灰自重で搬出先の指定場所へ荷降ろしできる構造であること。
 - ・車両全長 9.5m 以内かつ全高 3.1m 以内または全長 8m 以内かつ全高 3.3m 以内であること。
- (7) 積込方法 横須賀ごみ処理施設の灰ピットに貯留した焼却灰を、乙の運搬車両に甲がクレーンで積込む。横須賀ごみ処理施設への乙の運搬車両の入場、退場は、甲の指定した門より行うこと。
- (8) 積込量 甲が行う焼却灰の積込量について、運搬車両の最大積載量及び車両総重量を超えている場合を除いては、乙は甲に対し積込量について、異議を申し立てることができない。
- (9) 積込計量 積込み後、甲乙立ち会いにより甲の計量機により計量し、計量値を記載した管理票を受け取り、搬入場所まで確実に携帯し、搬入先で計量時に提出すること。
- (10) 計量単位 1 トンに満たない端数については、小数点以下第 2 位までとし、それ未満は切り捨てるものとする。
- (11) 搬出回数 1 台／日、1 日～2 日／週を原則とするが、焼却灰の発生状況等による増減にも対応できる体制を整えること。
- (12) 積込日時 年末年始及び休炉時を除いて甲が指定した日時とするが、焼却灰の発生状況により変更が生じた場合については別途協議するものとする。
- (13) 搬入場所 中部リサイクル株式会社（愛知県名古屋市港区昭和町 18 番地）
- (14) 搬入日時 年末年始を除く 9 時から 17 時までを基本とするが、甲及び中部リサイクル（株）の指示に従うこと。
- (15) 運搬経路 通過地の生活環境に影響を及ぼすことがないよう高速自動車国道、自動車専用道路などを極力使用するよう経路を選択するものとする。また一部区間については、中部リサイクル（株）の指定する経路に従うこと。
- (16) 搬入方法 中部リサイクル（株）の指示する計量、荷降ろしを行うこと。
- (17) 搬入計量 中部リサイクル（株）にて計量を行うこと。
- (18) 管理票 持参した管理票を中部リサイクル（株）に提出し、計量後、計量値の記入を受け、排出者保管用を速やかに甲に提出すること。
- (19) 実績重量 実績重量は原則として中部リサイクル（株）で計量した重量とする。詳細については別途協議を行う。
- (20) 連絡網等 本業務の開始までに、運搬経路図、緊急連絡網、運搬車両自動車検査証（写）、従事者名簿を提出すること。変更を生じた場合は速やかに届け出ること。
- (21) 車両故障等 運搬車両の故障、事故、その他不測の事態が生じた場合は、速やかに

甲に連絡すること。また甲の焼却灰の搬出予定に支障が生じることがないように代替車両を用意すること。代替車両にかかる経費の一切は乙が負担すること。

- (22) 車両管理 乙は、車両の故障などにより運搬業務に支障を及ぼさないよう、法定点検や日常点検など必要な点検を実施し、車両を安定的に稼働させなくてはならない。また必要に応じて洗車を行い車両の美観を保つこと。
- (23) 労務管理 乙は、本業務の重要性を十分理解した上で、業務従事者の労務管理について特に留意し、安全かつ円滑に業務を履行すること。
- (24) 安全管理 乙は、従業員に対し、技術力向上を図り、業務訓練及び安全衛生教育を行い、事故発生の防止に努め、従業員の過失に起因する事故などに対し一切の責任を負わなければならない。
- (25) 混載禁止 乙は、本業務の実施にあたっては他の業務と区分を明確にし、本業務以外の運搬物を混載してはならない。
- (26) 積替禁止 積込みされた焼却灰は、搬入先まで他の車両に積替えをしてはならない。ただし、積込みされた車両が故障等など緊急の事態が発生し搬入先まで運行できない場合については別途協議し甲の指示に従うこと。
- (27) 業務報告 乙は、業務の実績について、毎月甲の指定した完了届を提出するものとする。また、その他業務に必要な事項に関する資料について、甲の請求があった場合には速やかに提出しなければならない。
- (28) 支払方法 委託料の支払いは、各月終了後、乙からの請求により行うものとする。
- (29) 天候等 荒天、風雪等の災害その他緊急の理由により、甲より運搬にかかる特別な指示があった場合は、乙はこれに従うこと。
- (30) その他 業務履行に際し、不明な点や疑義が生じた場合は速やかに甲に照会しその内容を十分理解し、業務を遂行しなければならない。また、放射性物質の起因により中部リサイクル（株）が受入を停止した場合（全部又は一部）は、運搬依頼を中止又は発注量を削減することがあり、それに起因する損害について乙は甲に対し一切請求することはできない。